

宮城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県の水産業は、平成23年3月11日の東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、その後の関係者による復旧・復興の取り組みにより、平成28年の生産量は248千トンで全国第3位、生産額は760億円で全国第5位と、全国でも有数の実績を示していた震災前の水準まで回復しつつある。

本県海域は、世界三大漁場の一つとして知られる三陸沖漁場に含まれ、親潮・黒潮の寒暖両流が交錯していることから、多種類の魚介類が生息し、我が国有数の漁場を形成している。

我が国周辺水域における海洋生物資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域においても同様の傾向がみられる。

このような中、平成30年12月に水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目的とした改正漁業法が公布され、これまで以上に海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用してその発展を図っていく必要がある。あわせて、調査体制を再構築する必要がある。

- 1 このようなことから、県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について適切な管理措置を講じることとする。
- 2 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 3 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ及び知見が必要であることから、国及び関係道県との連携の下、資源調査体制の充実強化に努めることとする。
- 4 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- 5 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- 6 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。
- 7 中西部太平洋まぐろ類委員会において決定されたくろまぐろの保存管理措置に関する本県の保存管理措置を規定する基本計画は別に定める。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

平成30年及び令和元年（平成31年）の第1種特定海洋生物資源の管理対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。

- 1 平成30年
 - (1) さんま

平成30年7月から令和元年6月まで	若干
-------------------	----
 - (2) すけとうだら

平成30年4月から平成31年3月まで	若干
--------------------	----
 - (3) まあじ

平成30年1月から平成30年12月まで	若干
---------------------	----
 - (4) まいわし

平成30年1月から平成30年12月まで	若干
---------------------	----
 - (5) まさば及びごまさば

平成30年7月から令和元年6月まで	若干
-------------------	----
 - (6) するめいか

平成30年4月から平成31年3月まで	若干
--------------------	----
- 2 令和元年（平成31年）
 - (1) さんま

令和元年7月から令和2年6月まで	若干
------------------	----
 - (2) すけとうだら

平成31年4月から令和2年3月まで	若干
-------------------	----
 - (3) まあじ

平成31年1月から令和元年12月まで	若干
--------------------	----
 - (4) まいわし

平成31年1月から令和元年12月まで	若干
--------------------	----
 - (5) まさば及びごまさば

令和元年7月から令和2年6月まで	若干
------------------	----

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 さんま

定置漁業及び雑魚小型定置漁業については、原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないように、免許統数や操業条件等を適切に管理する。

なお、総トン数10トン未満の船舶によるさんま棒受網漁業については、自由漁業であることから、宮城県小型さんま漁業者協議会を通じて適切に指導する。
- 2 すけとうだら

小型機船底びき網漁業については、他の漁業種類との操業協調を図りながら、現状の漁獲努力量を増加させることがないように許可隻数を現状どおりとして、定置漁業、雑魚小型定置漁業及びたら刺網漁業については原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないように、免許統数や操業条件等を適切に管理するものとする。

なお、混獲のあるたら延縄漁業等の自由漁業については、漁獲動向を把握していくものとする。

3 まあじ

定置漁業及び雑魚小型定置漁業については、原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないように、免許統数や操業条件等を適切に管理するものとする。

4 まいわし

定置漁業、いわし小型定置漁業及び雑魚小型定置漁業については、原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないように、免許統数や操業条件等を適切に管理するものとする。

5 まさば及びごまさば

定置漁業及び雑魚小型定置漁業については、原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないように、免許統数や操業条件等を適切に管理するものとする。

6 するめいか

小型機船底びき網漁業については、他の漁業種類との操業協調を図りながら、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数を現状どおりとして、定置漁業及び雑魚小型定置漁業については原則として現状の漁獲努力量が著しく増加することがないよう免許統数や操業条件等を適切に管理するものとする。

なお、総トン数5トン未満の動力漁船を使用するいかつり漁業については、自由漁業であることから、その実態把握に努め、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、当該漁業の制度化を検討する。

第4 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理を推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。特に、東日本大震災による被害が考えられる海域については、底質や海草・藻類の分布状況等の把握とともに産卵や仔稚魚の生残等の状況把握に努めるものとする。
- 3 また、海洋生物資源の保存及び管理について県民から広く理解と支援を得るため、遊漁者等の資源管理への積極的な参加を促す。
- 4 さらに、本県の重要資源であるいかなごなどについては、従来から資源調査を継続実施して資源状況の把握に努め、業界との連携の下、資源管理型漁業への転換を図ってきたところであるが、より安定的かつ継続的な利用を図っていくため、今後とも隣県や関係業界との調整を図りながら、具体的な資源管理方策について検討する。